



竜王町公告第 52 号

岡屋地区産業用地整備事業について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を行うもので、次のとおり公告する。

令和 7 年 12 月 2 日

竜王町長 西田 秀治



1 業務概要

(1) 事業名 岡屋地区産業用地整備事業

(2) 開発候補地の概要

名 称：岡屋地区産業用地

所在地：蒲生郡竜王町大字岡屋

面 積：約14ha

(3) 募集内容 別添「岡屋地区産業用地整備事業者募集要領」のとおり

(4) 選定数 実施予定者 1 者および次点者 1 者

2 プロポーザル実施スケジュール

項 目	実施時期
募集の公告	令和7年12月 2日（火）
質問書の受付期間	12月 2日（火）～12月12日（金）
質問書への回答	12月19日（金）
参加表明書の受付期限	令和8年 1月15日（木）
事業提案書の提出期限	1月29日（木）
選考委員会（書類審査）	2月 5日（木）
選考委員会（プレゼンテーション審査） ※詳細は別途通知します	2月13日（金）
事業者の決定、結果通知の送付	2月下旬
協定の締結	3月中旬

3 参加資格

(1) 参加表明書（様式第 1 号）を提出していること。JVの場合は、代表者が参加表明書（様式第 1 号）を提出し、構成員は裏面の構成事業者欄に事業者名等を記載すること。

- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の規定に基づく、土木一式工事および建築一式工事につき特定建設業または一般建設業の許可を得ていること。
- (3) 宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第3条第1項に規定する免許を有していること。また、宅地建物取引業法第65条第2項または第4項の規定による業務停止命令を受けていない者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のほか、客観的に明らかに経営不振に陥ったと認められる次の①～⑤までの要件に該当する者でないこと。
- ①会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者
 - ②民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者
 - ③破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - ④会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - ⑤銀行取引停止処分がなされている者
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に該当する者でないこと。
該当する場合にあっては、当該事実があった日から3年を経過しない者でないこと。
- (6) 自己または自社もしくは自社の役員等が竜王町暴力団排除条例（平成23年竜王町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団もしくは同条第2号に規定する暴力団員に該当しないことのほか、次の①～⑤までの要件に該当する者でないこと。
- ①暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者
 - ②自己、自社もしくは第三者の不正な利益を得る目的または第三者に損害を加える目的で暴力団等を利用している者
 - ③暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与する等、直接的もしくは積極的に暴力団等の維持運営に協力し、または関与している者
 - ④暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑤暴力団等であることを知りながら、これを不当に利用している者
 - ⑥暴力団等または①から⑤までのいずれかに該当する者の依頼を受けて買受けの申込みをしようとする者
- (7) (6)に掲げる者がその経営に実質的に関与している者でないこと。
- (8) 国税（消費税等を含む。）および地方税を完納していない者でないこと。

(9) JVの構成員はこの事業に係る他のJVの構成員になることは出来ない。

4 担当課

竜王町 商工観光課 企業誘致対策室

〒520-2592 滋賀県蒲生郡竜王町大字小口3番地

TEL : 0748-58-3718 FAX : 0748-58-3730

Mail : shokan@town.ryuoh.shiga.jp